

令和3年度 緑区共同募金配分金助成事業についてのご案内

名古屋市緑区社会福祉協議会

当事業は、令和2年度、緑区において区民、法人、団体等から寄せられた共同募金の配分金を財源として、緑区における地域福祉の推進を目的とし、今年度に地域福祉事業を実施する団体、施設等に対して、その事業経費の一部を助成するものです。

助成を希望される方は、別紙の実施要領及び以下の説明をよくお読みいただいた上で申請してください。

なお、毎年多くの皆さまから申請をいただく一方、共同募金の実績は減少傾向にあるためご期待に添えない場合がありますことをご承知いただくとともに、できるだけ多くの団体等に配分できるよう、申請額につきましては、必要最低限の金額で設定していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点などから、申請いただく事業につきましては実施方法等十分配慮いただきますようお願いいたします。

(コロナウイルス対策が十分ではないと判断した場合、審査の対象とならない可能性があります。)

1 申請方法

新型コロナウイルス感染防止のため、原則、郵送での申請受理とさせていただきます。

2 申請期限

助成金交付申請書を、令和3年5月28日(金)までに、緑区社会福祉協議会事務局まで提出してください。(当日消印有効) ※期日厳守でお願いします。

3 審査・交付決定

この助成金交付事業は前年度の共同募金を財源としています。交付先については寄付者の善意に応え、広く一般区民の理解と支持を得る内容の事業とするよう、本会の「補助事業評価委員会」において審査のうえ決定します。

なお、事前に担当職員より、申請内容について確認させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

(裏面に続く)

4 交付方法

- ・助成金の交付は、口座振込により行いますので、団体名の入った名義（もしくは団体名＋代表者名）の口座をご用意ください。（個人名義のみの口座には振り込みできません。）口座については助成金交付決定後に確認します。
- ・助成金交付決定は、9月頃を予定しています。

5 報告書の提出

事業終了後原則30日以内に報告書と事業経費全ての領収書及び事業の様子がわかる写真や資料などを添付していただきますのでご注意ください。事業の実施ができなかった場合や、実施した後返還金が発生した場合は報告書と併せてお返しください。（写真についてはメールでの提出可能です。）

また、同事業の申請があった場合、前年度の報告状況を評価の参考にすることがありますので、ご注意ください。

6 その他

- ・本会職員が助成決定事業の見学をさせていただくことがございますので、予めご了承ください。
- ・助成決定事業については「赤い羽根データベースはねっと」(<http://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home.do>)などのホームページに公開させていただきますので、あわせてご了承ください。

・この助成は区民の皆様の募金により行われるものです。助成を受けるにあたり、事業の実施と併せて「赤い羽根共同募金」の周知、募金活動のご協力をお願いいたします。募金箱やのぼり旗等の貸し出しもございます。本会までお気軽にご相談ください。

・申請書類は名古屋市緑区社会福祉協議会ホームページでダウンロードできますのでご利用ください。(URL <https://nmidori-shakyo.jp>)

- ・申請書類を追加で必要とされる方は事務局までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

〒458-0041

名古屋市緑区鳴子町1-7-1

緑区在宅サービスセンター内

名古屋市緑区社会福祉協議会（担当：^{くしだ} 櫛田、渡辺）

TEL 891-7638 / FAX 891-7640